（損害担保取引に関する事項）

**第六条**　損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補てんをいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して三億円とし、同時期に公庫が実施する金融環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

二　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

三　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して一億五千万円とし、同時期に公庫が実施する取引企業倒産対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

四　前三号に定める場合においては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては平均貸付期間を五年以内とするものとする。

五　第三条第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に定めるところによるものとする。

イ　中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって令第四条第二号ヌに掲げる者をいう。以下同じ。）に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復しがたい損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、特定資金の貸付け等の額が二十億円以下の長期運転資金又は設備資金に係るものに限るものとする。

ロ　大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、国際的な金融秩序の混乱等により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復しがたい損失を被ることが想定される大企業に対する長期運転資金又は設備資金に係る特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等、又は保証（法第二条第五号に規定する債務の保証のうち、危機対応業務として行うものをいう。以下同じ。）による特定資金の貸付け等の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上、国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

(1)　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

(2)　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

(3)　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠である企業であること。

(4)　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

ハ　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、ロに定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補てんの額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

六　第三条第七号に掲げる者を対象とする貸付け等については、前条第一項第十一号に掲げる特定資金の貸付け等であって、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

イ　深刻な経済危機等に際して指定金融機関が短期社債の取得のリスク補完を通常の手段で行うことが困難である場合等であって、原則として三十億円以上の短期社債の取得であること。

ロ　短期社債の取得に付与した損害担保取引に係る補てんの額の残高が、指定金融機関ごとに、危機対応業務により取得した短期社債の直近の損害担保取引を付与した時点における残高の三割以内であること。

七　第三条第八号に掲げる者に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、当該者の財務内容の状況等を勘案し、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施が困難である場合に限り行うものとする。

2　株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号）第四条第二号における主務大臣が別に定める場合とは、対象債権が前項第五号イに規定する中堅企業に係るものである場合とする。

（保証に関する事項）

**第七条**　第三条第四号に掲げる者の特定資金に係る債務（前条第一項第五号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に係るものを除く。）の保証については、当該保証債務を履行する際に公庫からの信用供与を受けて行うとしたものを対象に、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

**第八条**　特定資金の貸付け等の限度額については、第三条第四号（第六条第一項第五号イに規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第八号までに掲げる者を対象とする事案については適用されないものとする。

2　省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第四号、第六号及び第七号に掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

（指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項）

**第九条**　法第十五条の規定に基づく、危機対応円滑化業務実施方針（以下「実施方針」という。）第五条第四号ロにおける主務大臣が特に必要と認める場合とは、コミットメント・ライン契約に基づいて行う貸付け及び債務保証契約に基づいて行う保証履行に必要な場合とする。

2　実施方針第五条第七号における主務大臣が特に必要と認める場合とは、コミットメント・ライン契約に基づいて行う貸付けに必要な場合とする。

（危機対応業務の実施状況に関する報告）

**第十条**　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号から第三号までに掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

二　第三条第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項